

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

議員 松本君ほか8人から平成22年6月24日付をもって議案1件が提出されました。  
議案はお手元に配付いたしております。  
以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第2 議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。  
文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）去る6月17日の本会議において、本委員会に付託された議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例につ

いて を審査するため、6月22日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第9号は、現在乳幼児を対象とした医療費の支給を行っているが、小学生の健康の保持増進を目的として医療保険に加入し、かつ市内に住所を有する小学1年生から6年生の児童を対象とした医療費の支給制度を新設するものである。なお、本制度の適用について、児童手当の特例給付の基準を採用した保護者の所得制限を設けるなど、制度内容は乳幼児医療費の支給制度と同様とし、平成23年1月1日から施行するものである。

委員から、本制度の対象者数及び支給額について ただしがあり、支給対象者数については約3,500人を想定している。支給年額については、本人負担が2割である乳幼児医療費で、平成21年度一人当たり2万3,918円であることから、本人負担が3割である小学生を対象とする本制度では一人当たり3万5,095円とし、小学生医療1年間で約1億2,283万2,000円の支給額を想定している との答弁がありました。

来年1月1日からの施行では、現小学6年生は3カ月間しか対象にならないが、どういった理由で施行日を設定したのか とのただしがあり、少しでも早い時期の施行をめざしていたが、各医療機関への依頼、また国保連合会や社会保険診療報酬支払基金との間で、必要な事務手続きに要する期間などを勘案した結果、施行日は平成23年1月1日からと設定した との答弁がありました。

経済不況などで保険料等を納付できずに、

保険の資格を停止されている場合、どのような対応になるのか とのただしがあり、国民健康保険においては、保険税の滞納世帯であっても子どもに影響を及ぼさないように、現在、中学生までは短期被保険者証を発行することになっているため、本制度の適用への影響はない との答弁がありました。

以上、報告を終わります。議員諸氏のご賛同をお願いします。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第15号 市道路線の認定について

○議長（中西峰雄君）日程第3 議案第15号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）おはようございます。

去る6月17日の本会議において、本委員会に付託された議案第15号 市道路線の認定について を審査するため、6月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案15号は、橋本市土地開発公社から設計・施工監理を依頼されて新設された道路である。路線名称は柏原出塔南支線で、延長81.55m、幅員5mの道路を新たに市道路線として認定するものであり、委員会は先に現地赶赴、調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上、報告いたします。委員のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。